

商工会では、会員の皆様に経営等に関する様々な情報をご提供させていただくため、不定期ではありますが「商工会からのお知らせ」を発行いたします。

「新型コロナウイルス感染症（新コロナ）」の影響に伴う経営悪化への支援について

3月15日時点で島根県内での新型コロナウイルスの感染はまだ確認されておきませんが、経済面では観光関連、飲食店を始め多くの業種で影響が出ております。

このことから、まつえ南商工会では3月13日(金)に、松江市内の商工会や商工会議所と共同で、「事業所の資金繰り対策」「公共工事の納期や代金支払い時期の柔軟な対応」「感染終息後の速やかな経済回復への施策」などについて、松江市長へ支援要請をしたところ。

下記記事の文中では、スペースの関係上「新型コロナウイルス感染症」を「新コロナ」と表現しております。

一方、国や県の方でも資金繰り対策などの支援施策が次々に発表されており、緊急事態への対応を進めております。そこで、現在、次々に開始されております主な支援施策について、取り急ぎご紹介します。

なお、詳細な情報、最新の情報につきましては、まつえ南商工会のホームページに掲載しておりますので、こちらでご確認ください。(まつえ南商工会HP <http://matu-minami.shoko-shimane.or.jp/>)

<補助金等>

前回の「商工会からのお知らせ(1月21日付)」で公募予告していた補助金です。

下記の補助金等が公募開始。これらの補助金も、新コロナ対策として活用が可能。また、他にも、新コロナ対策として雇用関係の助成金における拡充支援も開始。

【生産性革命推進事業に係る補助金(販路開拓・生産性向上等)】

■小規模事業者持続化補助金<一般型> **公募中**

⇒小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。1次締切は3/31。2次以降の締切は6月、10月、翌年2月の見込み。
※新コロナで影響を受けている事業者へ審査上の加点あり。

<問合せ先>まつえ南商工会

■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 **公募中**

⇒新製品・サービスの開発や、生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。1次締切は3/31。2次以降の締切は5月、8月、11月、翌年2月の見込み。

※新コロナの影響を受けてサプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者へ審査上の加点あり。

<問合せ先>島根県中小企業団体中央会 ☎0852-21-4809

■IT導入補助金2020 **公募中**

⇒事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。1次締切は3/31。2次以降の締切は6月、9月、12月締切の見込み。

※新コロナ感染拡大の影響を鑑みてテレワーク導入等を行う事業者への審査上の加点あり。

<問合せ先>(一社)サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424

【労働関係】

■雇用調整助成金(新コロナ対策の特例措置あり)

⇒経済上の理由で事業活動縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的な休業、教育訓練、出向を行うことで雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。

■時間外労働等改善助成金特例コース(テレワークコース)

⇒新コロナ対策としてテレワークを新規導入する中小企業。

<問合せ先>ハローワーク松江 ☎0852-22-8609

<コロナ関連の資金繰り支援(融資制度)>

【日本政策金融公庫】

新コロナの影響で経営が悪化している事業所(要件あり)が、低利などの条件で借入が可能。申込期日はいずれも3/31受付分まで(延長の可能性あり)。

■新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業)

■新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業事業)

⊕特別利子補給制度

⇒小規模事業者・中小企業が対象。当初3年間の金利が0.9%低減。返済期間長期化。条件により利子補給(実質無利子)

■新型コロナウイルス対策マル経

⇒小規模事業者が対象。当初3年間の金利が0.9%低減。

■衛生環境激変特別貸付

⇒旅館業、飲食店、喫茶店が対象。別枠での融資が可能。

<問合せ先>日本政策金融公庫 ☎0852-23-2651、商工会

<コロナ関連の資金繰り支援(融資制度)>

【島根県中小企業制度融資制度】

■緊急融資「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」

⇒新コロナの影響で売上が一定程度減少し今後も減少が見込まれる中小企業が対象。金利と保証料の低減や運転資金返済長期化。取扱いにはセーフティネット保証4号指定期限(6/1)まで。

■セーフティネット保証5号の指定業種の拡大(追加指定)

⇒指定業種は、一般保証と別枠での保証が可能。

<問合せ先>島根県信用保証協会 ☎0852-21-0561、商工会

<お知らせ> 申告所得税等で振替納税を選択されている方へ

「申告所得税」及び「個人事業者の消費税」の申告期限延長に伴う、口座振替納付日の変更について

■申告所得税、個人事業者の消費税の振替納付日

		従来	⇒	延長後
申告所得税	申告・納付期限	3月16日(月)	⇒	4月16日(木)
	振替納付日	4月21日(火)	⇒	5月15日(金)
個人事業者の消費税	申告・納付期限	3月31日(火)	⇒	4月16日(木)
	振替納付日	4月23日(木)	⇒	5月19日(火)

※確定申告書で所得税の延納を選択している場合、延納の振替納付日は従来の6月1日(月)から変更なし。

※法人の確定申告期日は変更なし。

※新コロナの影響で納税が困難になった場合の猶予制度あり。

⇒詳細は国税庁ホームページまたは、松江税務署へ。

まつえ南商工会 経営支援センター

【担当：高見、前島、高木】

TEL : 0852-66-0861 FAX : 66-3377

URL : <http://matu-minami.shoko-shimane.or.jp/>

E-MAIL : mmsci-s@shoko-shimane.or.jp